

平成 24 年 11 月 7 日

各 位

株式会社 南日本銀行

「経営革新等支援機関」の認定について

去る平成 24 年 8 月 30 日に施行された「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(中小企業経営力強化支援法)」において、当行は下記のとおり「経営革新等支援機関」として認定されましたので、お知らせいたします。

記

認定日 平成 24 年 11 月 5 日付

※本件に係る当行の担当窓口は各営業店(東京支店を除く)
の融資窓口といたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ
当行営業統括部(Tel 099-226-2861)